

大財課第 7565 号

公示送達書

令和 8年 7月10日

大阪市長

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

同条第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

氏名又は名称	
1	山中 知美子
2	サンケン有限会社
3	文 俊杰
4	北谷 ミキエ
5	宗教法人円満寺
6	玉木 幸三郎 (玉木 幸三郎 外5名 分)
7	原 秀吉
8	武田 隆宏
9	下川 絢実
10	程 可 (程 可 外14名 分)
11	古川 明弘
12	大平 純也
13	吉川 江津子
14	David Cook (David Cook 外1名 分)
15	David Cook (David Cook 外14名 分)

[illegible]